

追加型投信／内外／株式

## 運用実績

基準価額

20,513円

前月末比

+39円

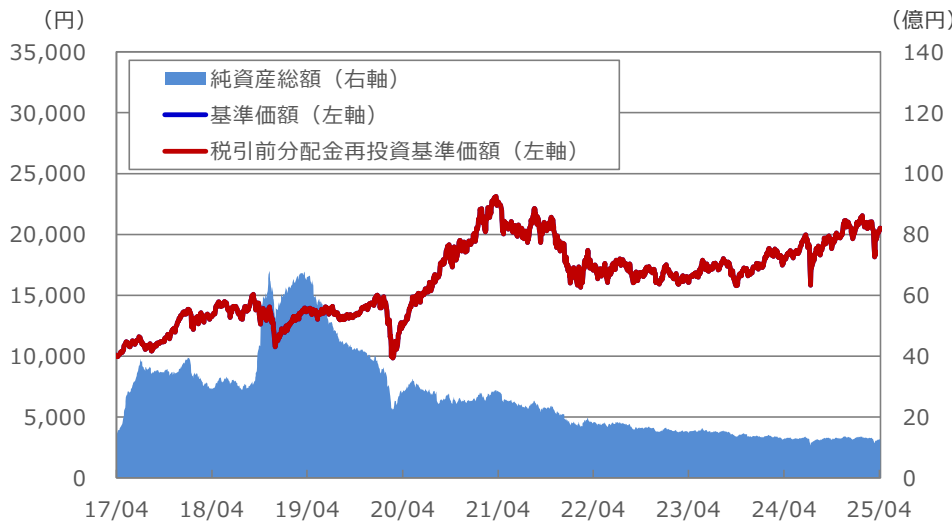
純資産総額

12.63億円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2017年4月27日

## 基準価額等の推移



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※税引前分配金再投資基準価額は、本ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。

※当ファンドの設定日前日を10,000として指数化しています。

## 資産構成 (単位：百万円)

ファンド	金額	比率
国内株式	1,033	81.9%
外国株式	195	15.4%
現金等	33	2.7%

※比率は純資産総額に対する割合です。

※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

## 期間収益率

設定来	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年
105.13%	0.19%	-2.21%	5.01%	13.05%	17.84%	60.80%

※期間収益率は、本ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。

## 収益分配金（税引前）推移

決算期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	設定来累計
決算日	2021/4/26	2022/4/25	2023/4/24	2024/4/24	2025/4/24	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

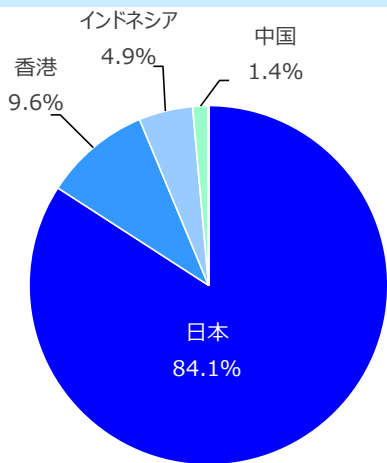
※収益分配金は1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆・保証するものではありません。

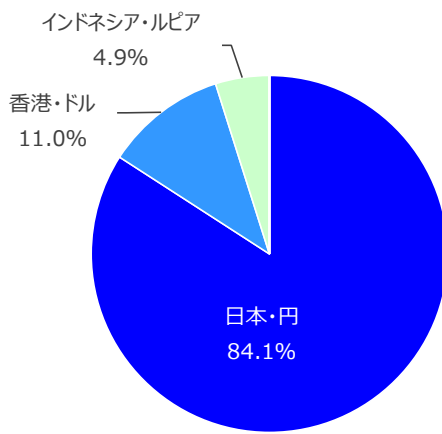
追加型投信／内外／株式

運用資産の状況

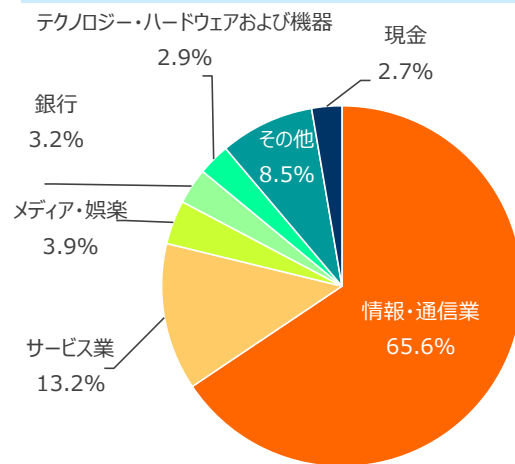
国・地域別構成比率



通貨別構成比率



業種別構成比率



※国・地域別構成比率及び通貨別構成比率は、株式組入評価額に対する割合です。国・地域は投資国を表示しています。

※業種別構成比率は、純資産総額に対する割合です。

※記載の比率は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	(提供サービス)	比率
1 ベイカレント	日本	サービス業	(金融ITソリューション)	5.8%
2 SCSK	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)	5.5%
3 野村総合研究所	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)	5.4%
4 アイティフォー	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)	5.0%
5 TIS	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)	4.9%
6 テクマトリックス	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)	4.4%
7 イー・ガーディアン	日本	サービス業	(ネットセキュリティ)	4.4%
8 テンセントホールディングス	ケイマン諸島	メディア・娯楽	(-)	3.9%
9 ソフトバンク	日本	情報・通信業	(通信サービス)	3.8%
10 デジタル・インフォメーション・テクノロジー	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)	3.8%

組入銘柄数

40銘柄

※国・地域は発行国を表示しているため、主要取引所国とは一致しない場合があります。

※提供サービスはウエルズアドバイザー株式会社の分類によるものです。分類のないものは、-と表記しています。

※比率は純資産総額に対する割合です。

※上表に記載の内容は基準日現在のものであり、将来予告なく変更する場合があります。

## 当月の市場動向及び今後の運用方針

## 当月の市場動向

## ■国内株式市場

2025年4月の国内株式市場では、日経平均株価が上昇しました。前半は、トランプ米大統領が相互関税を打ち出し、輸出関連企業を中心に業績への影響が懸念される中、中国が報復関税を表明し貿易摩擦の激化が警戒されて急落しました。ただ、トランプ米大統領が相互関税の一部の90日間停止を発表すると、急速に下げ幅を縮めました。後半は、円安是正圧力も警戒された初回の日米関税交渉を無難に通過したほか、日米財務相会談でも為替水準の目標等を要求されず、上昇しました。また、米中貿易摩擦に対する過度な警戒感が一時的に和らぎ、月末にかけて強含みで推移しました。

## ■アジア（香港）株式市場

アジア株式市場では、上昇した国・地域が多い中、中国市場は香港株、上海株ともに下落しました。香港株は、トランプ米大統領の関税政策に起因する米中対立激化が警戒され急落しましたが、月の後半には両国の対立緩和の思惑が広がり下げ幅を縮めました。

## 今後の運用方針

ウエルスアドバイザー株式会社による投資助言を活用し、引き続き、運用を行います。またポートフォリオ構築に際しては、フィンテック関連分野において高い成長が見込まれる銘柄を抽出し、事業への貢献・規模・実現性などを考慮するとともに、ファンダメンタルズ、財務面などの観点から組入れ候補として絞り込み、割安度、流動性等を勘案しておおむね30～50銘柄程度を組入れます。

## 《ご参考》－組入上位5銘柄の概要－

銘柄名	国・地域	業種	(提供サービス)
事業紹介			
ペイカレント	日本	サービス業	(金融ITソリューション)
1	1998年に設立。総合コンサルティング会社で、企業経営分野だけでなく、IT(情報技術)分野も詳しいコンサルタントを豊富に確保している。経営戦略決定に関する支援から、システムの構築や運用の支援まで幅広いサービスの提供を可能としている。主要なサービス内容の3つのうち、ITコンサルティングでは、情報システムの導入検討から企画設定、実際の導入までを支援。システムインテグレーションでは、顧客企業の情報システム開発や保守運用を支援する。		
SCSK	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)
2	2011年10月に住商情報システム(略称SCS)を存続会社としてCSKと合併し、社名をSCSKに変更。SCSは1969年設立。CSKは1968年設立。製造・通信・流通・メディア・サービス業界向けの基幹系システムや情報系システム、銀行や証券・保険など金融業界向けのシステム開発・保守・運用を手掛ける。自社開発のERP(統合基幹業務)パッケージ「ProActive」のほか、独SAP社、米Oracle社のERPシステムの導入・開発、保守・運用などを提供。国内20拠点のコールセンター・コンタクトセンターを基点とした各種BPO業務なども提供する。		
野村総合研究所	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)
3	1965年に設立。コンサルティング、金融ITソリューション、産業ITソリューション、IT基盤サービスを主要事業とする。金融ITソリューション事業では、業界標準ビジネスプラットフォームの開発・提供が強みであり、日本のマーケットで取引されている株式トレーディングの50%以上、日本国債の30%以上、投資信託の70%以上が同社の管理するアプリケーションサービスを利用して取引されている。高度な専門性を持つ部門等と連携し、金融ビジネスを取り巻く環境の変化をいち早く察知し、変化に対応したソリューションの提供を可能としている。		
アイティフォー	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)
4	1959年に設立し、2000年にアイティフォーに商号を変更。基幹事業である金融機関向けソフトウェアの設計・開発・保守、システム機器販売、インフラ基盤等設置といった一貫したサービスの提供や、公共分野向けBPO(業務受託)サービスを主に事業展開を行う。主力の延滞債権管理システムの安定的な受注に加え、個人ローン業務支援システム「SCOPE」と業務の非対面化を実現するローンWeb受付システム「WELCOME」を組み合わせた新規販売・機能追加が堅調に推移している。		
TIS	日本	情報・通信業	(金融ITソリューション)
1971年創業。主にソフトウェア開発サービスを手掛ける。1973年にオンラインサービスの本格営業を開始。独立系SI大手として、クレジットカード会社を中心とした金融業等に幅広い顧客を持つ。また、RPA導入にも積極的に展開している。既存の決済ネットワーク(クレジットカード等)と新しい決済ゲートウェイ(QRコード等)をオープンAPI化して接続することを目的としていることから、小さい事業リスクで大きな進展が見込まれます。RPA分野では、サントリーグループでの導入事例があげられております。また、チャットボットの開発など、生産性改革でも大きく、現在、ほとんどが一般企業向けの導入となっておりますが今後公共機関向けへの導入も期待されています。			

※国・地域は発行国を表示しているため、主要取引所国とは一致しない場合があります。

※提供サービスはウエルスアドバイザー株式会社の分類によるものです。分類のないものは、-と表記しています。

※事業紹介は本ファンドのご理解を深めていただくために作成したものであり、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

※上表に記載の内容は基準日現在のものであり、将来予告なく変更する場合があります。

追加型投信／内外／株式

## ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として、日本を含むアジアの金融商品取引所に上場しているフィンテック関連企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

- ①日本を含むアジアの株式の中からフィンテック関連分野において高い成長が見込まれる企業の株式等<sup>※</sup>に投資します。
- ※ 自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行されるDR（預託証券）を含みます。
- アジア（日本を除く）の金融商品取引所に上場する株式への投資は、原則として信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
  - 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

本ファンドにおいてフィンテック関連企業とは、最新の情報通信技術を用いて革新的な金融商品・サービスを提供している企業、それらの企業を技術的・金銭的に支援する企業及びフィンテックを活用してビジネスを展開する企業などをいいます。

## フィンテックとは？

**金融 (Finance)** と **技術 (Technology)** を合わせた造語で、最新の情報通信技術を活用した「新たな金融サービス」の総称です。

情報通信技術の進化により急成長している分野で「金融サービス革命」とも言われています。



※資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

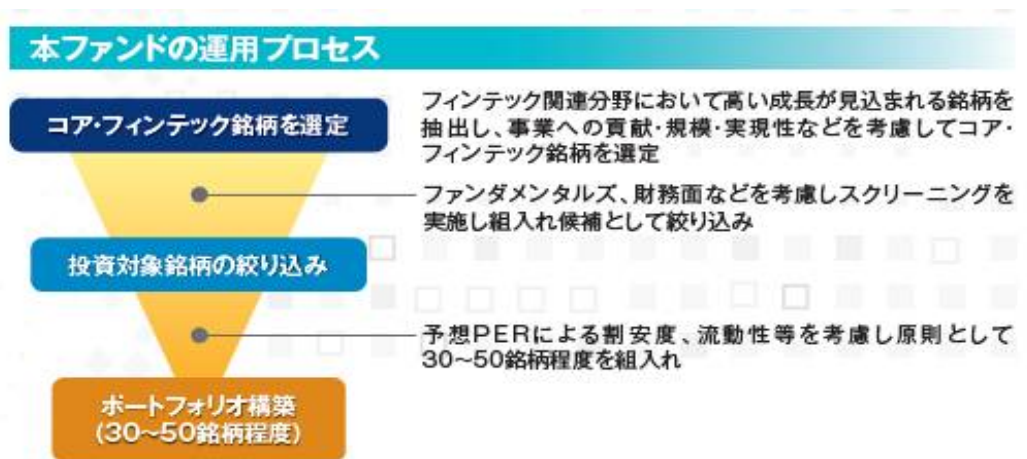
## フィンテックの代表例

個人資産管理	複数の金融機関の口座、ポートフォリオ情報など、お金の流れをスマートフォンなどで一元管理できる家計簿サービス
決済	スマートフォンへの装着型、コード埋め込み型カードリーダーの開発でクレジットカード決済がスマートフォンから可能に
投資支援	ロボアドバイザーとも呼ばれる。人工知能 (AI) により、市場動向やユーザーの投資性向に基づき最適な運用をアドバイス
融資	借りたい人と貸したい人をつなぎ、既存の仲介機関を通さないオンライン融資が可能に
仮想通貨	「ブロックチェーン」と呼ばれる技術が基盤のネット上で流通するバーチャル(仮想世界)な通貨。既存の大規模なインフラ基盤を必要とせず送金が可能で手数料が大幅低減

追加型投信／内外／株式

## ファンドの目的・特色

②ポートフォリオ構築に際しては、ウエルスアドバイザー株式会社による投資助言を活用します。



組入比率は、原則として成長性、収益性、安定性、フィンテック関連技術の成長性など定量・定性的な評価を考慮の上、決定します。

なお、原則として四半期に1回、投資対象銘柄の見直しを実施するものとします。

### ウエルスアドバイザー株式会社

投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供する運用調査機関です。

グローバルな株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。

契約資産残高約5,539億円（2024年6月末現在）

※ 資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加型投信／内外／株式

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

本ファンドは、株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

### 主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
特定業種やテーマ銘柄へ投資が集中するリスク	本ファンドは、特定の業種・テーマに絞った株式への投資を行います。したがって、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。また、幅広い業種の株式に分散投資するファンドに比べ基準価額の変動が大きくなる場合があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	外貨建資産へ投資する場合には、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、本ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることがあります。特に新興国市場への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
デリバティブ（派生商品）に関する留意点	本ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

### その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

### リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われている日々モニタリングを行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加型投信／内外／株式

## お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2027年4月26日まで（設定日：2017年4月27日） 信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



追加型投信／内外／株式

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜：3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	<p>ファンドの日々の純資産総額に年1.8018%（税抜：年1.638%）を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
その他の費用 及び手数料	<p>ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 委託会社、その他関係法人

委託会社	SBI アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	株式会社りそな銀行（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

追加型投信／内外／株式

## 販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会					
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本STO協会	
株式会社SBI証券※1	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○		○	○
マネックス証券株式会社※2	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	○	○
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第633号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第53号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第175号	○				
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第624号	○	○			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第10号	○	○			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第10号	○	○			

■ 販売会社では、受益権の募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

※1 株式会社SBI証券は上記協会のほか、日本商品先物取引協会および一般社団法人日本暗号資産等取引業協会にも加入しております。

※2 マネックス証券株式会社は上記協会のほか、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会にも加入しております。

## 本資料のご留意点

○本資料は、SBIアセットマネジメントが作成した販売用資料で、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○当ファンドをお申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。